

第2回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会 議事録

- 1 日 時 令和6年8月5日（月）午前11時から午前12時3分
- 2 場 所 青森第二合同庁舎1階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森 宏之委員	森 理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中 野 委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	菅 委 員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	森越賃金室長	木村室長補佐	高山賃金指導官

4 開会

（事務局 室長補佐）

それでは定刻になりましたので、ただ今から第2回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会を開会いたします。

本日は、委員全員が出席されていることを報告いたします。また、本日の専門部会は公開となっていることから、傍聴人の公募を行ったところ、8名の方から傍聴申込がなされましたが、ご都合により1名が欠席ということで、傍聴人7名が傍聴されていることを報告いたします。

それでは、以後の議事進行は、石岡部会長にお願いいたします。

（石岡部会長）

それではよろしくお願いたします。

議題ですけれども、本日の専門部会から本格的な金額審議に入っていくことになります。

先般、目安の伝達がなされ、また、その目安に関する資料が提示されております。

当部会といたしましては、労使双方のそれぞれのお立場からお互いの主張を提示していただきますけれども、最終的にはできるだけ双方合意のもとで全会一致にて青森県最低賃金を決定していただきたいというふうに思っておりますのでご協力の程よろしくお願いたします。

それでは、最初に資料の説明を事務局からお願いします。

（事務局 賃金室長）

資料の説明に入る前に、各都道府県の地域別最低賃金の審議状況につきまして、事務局が現在把握しているところを口頭ではありますが、ご説明させていただきます。

先週の8月1日木曜日と8月2日金曜日に、8つの道府県、北海道、山梨、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、奈良において専門部会結審が行われております。

いずれも引き上げ額は、目安通りの 50 円ということになっております。また、本日午前中ではありますが、新たに埼玉、京都、東京、兵庫で専門部会が行われておりまして、そのうち、埼玉、京都、東京につきましては、目安通りの 50 円、兵庫につきましては目安にプラス 1 円の 51 円の引き上げ額ということで専門部会が結審しております。

なお、今ご説明しました 12 の都道府県につきましては、いずれも A ランク、B ランクでございまして、C ランク県につきましては、今のところ結審したという情報は入っておりません。以上、現時点におきます各都道府県の審議状況でございました。

それでは、資料の方につきまして説明させていただきますが、座って説明させていただきます。

まず、会議次第がついております資料でございますが、ページめくっていただきまして、資料目次がありまして、1～6 まで載っております。その内資料の No. 1～No. 4 までは、先般、第 2 回審議会の中で説明したものと同じですので説明は省略させていただきます。

さらにページをめくっていただき、右下にページが振ってありますが、6 ページ、資料 No. 5 になります。こちらは、7 月 25 日に日本銀行青森支店の方が発表しました県内金融経済概況の資料になります。詳細が記載されておりますが、一番上の全体感のところを読みますと、「県内の景気は緩やかに回復している。この間、企業の業況感は製造業が横ばいとなったものの、非製造業が改善したことから全産業でも改善した。」とされているところでございます。

さらにページをめくっていただきまして、右下のページ番号の 10 ページ、資料 No. 6 になりますが、こちらは、青森労働局が 7 月 30 日に発表いたしました青森県の雇用失業情勢の資料ということになります。

1 枚目の上から 6 行目あたりに、「①有効求人倍率」、「②新規求人倍率」と書いてございますが、有効求人倍率につきましては、今年の 5 月と同様の 1.10 倍になっております。こちらは令和 3 年の 3 月から 40 か月連続で 1 倍以上となっております。

また、その下の新規求人倍率でございまして、こちらは 1.71 倍ということで前月比から 0.06 ポイント上昇で、こちらは平成 25 年の 6 月から 11 年連続で 1 倍以上の新規求人倍率ということとなっております。

今ご覧いただいているページのいちばん上に「6 月の雇用情勢判断」が載っております。読みますと、「求人が求職を上回っている状況にあるが、弱含みで推移している。引き続き物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」というような判断としております。

今ご覧いただいている資料とは別に綴ってある別冊資料がございます。別冊資料の No. 1、No. 2 については、労働局が公表しております新規高校卒業者の職業紹介状況に関する資料になります。

資料 No. 1 の令和 6 年 3 月の新規高等学校卒業生職業紹介状況は、1 ページでござ

いますけれども7月29日に発表しているもので、こちらは今年の3月に高等学校を卒業した生徒の状況ということになります。

上の方の四角囲みの「概況」をご覧くださいければと思います。こちらを見ますと1番の就職希望者数というところは右端に「過去最少」となって、就職希望者が一番少なく、一方、県内求人倍率は4.59倍ということで、こちらは「過去最高」となりました。

2ページに、表が2つ載っておりますが、上の図表-2をご覧くださいますと、先ほど説明しましたとおり、今年3月の卒業者の県内求人倍率は4.59倍で過去最高であったことを含めまして、このグラフに10年分の推移の方が載っております。

また、下の図表-3は、就職者数の割合の推移でございますが、赤い折れ線グラフ、県内に就職した方の割合が57.7%ということで、昨年から1.4%下がっているという状況になってございます。

また、もう1つの別冊資料の資料No.2ですが、こちらは来年3月に卒業する予定の方々の求職の状況になっております。

同じく枠で囲んだ【概況】をご覧くださいますと、就職希望者数は、更に減って「過去最少」とあり、一方、県内求人倍率は2.46倍ということで、「過去2番目」の高水準となっております。

その下に図表-1とあり、過去10年間の就職希望者数と求人倍率の推移の方が載っています。資料の説明は以上となります。

また、本日労使双方から今年度の青森県最低賃金についての基本的な考えに係る資料の方を提出いただいておりますので、皆さま方の机上に配付させていただいております。

事務局からは以上でございます。

(石岡部会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、これから金額審議に入りたいと思います。今回は実質的な金額審議としては最初ですので、まず労使双方からご意見を伺いたいというふうに思っております。金額の提示を含めてですね、ご意見の表明をお願いしたいと思います。

また、これはお互いの意見をよく知るという必要もありますので、このまま労使同席の下で行いたいと思いますけど、よろしいですね。

(各委員)

異議なし。

(石岡部会長)

それでは、労働者側からお願いします。

(秋田谷委員)

今回の資料、昨年につきましてパワーポイントの資料で作成をさせていただきました。報告については、秋田谷の方から報告をさせていただきたいというふうに思います。

今回の作りとしては、最低賃金の意味と役割、とりまく情勢、現状認識ということで、まずここは合わせた上で、最低賃金法にある三要素という部分で、生計費、賃金、支払能力ということで分けてみました。

最後の方に視点と考え方、そして金額審議に当たっての金額提示というふうな形で進めていきたいと思えます。

開いていただいて2ページ目をご覧くださいと思います。

こちら昨年も提出したものでございまして、今回、専門部会の委員の初めての方入りましたので、再掲させていただいた内容というふうになります。まず、憲法第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ということ、労働基準法第1条では、「労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。」というふうに謳っております。

最低賃金法については、第1条(目的)になります。「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とされております。

中賃の専門部会の議論でもそうなのですが、政府が最低賃金の引上げを経済発展に使うべきではないというふうな議論もありますけれども、この最低賃金法第1条では、「国民経済の健全な発展に寄与すること」としっかりと謳っているということは強調したいと思います。

第9条については、賃金決定の3要素というふうなことで、「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」と記載されています。

次のスライドに移っていただきまして、3要素における通常の事業の支払能力についてでございます。福島瑞穂議員が国会答弁で聞き出した内容というふうになります。全ては読みませんが、通常の事業の支払い能力とは、個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金の支払能力だというふうなことで、これはあくまでも個別の企業の状況を指すものではないというふうなこと、そしてこの3要素については、軽重があるものではなく、いずれも最低賃金の決定に当たって考慮されるべきものであると考えられるというふうな国会答弁の内容でございます。

次のスライドが「取り巻く情勢」というふうなことで、審議における政府の基本方針について記載をさせていただきました。最低賃金の関係部分の抜粋でありますけれども、政府では2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるようにというふうなことで、官民連携して努力をするというふうなことで謳っております。さらには最低賃金の最高額に対する最低額の比

率を引上げる等、地域間格差の是正を図るというようなことも政府で謳ってございますので、ご確認をいただければと思います。

次のスライドの5ページには、今回の中賃の答申文を抜粋して記載させていただきました。引上げの目安額については、AからCランクまで全て50円ということで、目安については、労働者の生計費が高い水準になっているんだと、こうした状況を踏まえ、消費者物価の上昇も勘案する必要があるというふうなこと、第4表の①②③の賃金上昇率が昨年の結果を上回っており、この賃金の上昇分を十分に考慮する必要があるというふうなこと、次の3つの段落には、業況の厳しい産業の状況を見るのではなく、各種統計資料を元に中賃の専門部会としては審議を行ってきたというふうなこと、これらを総合的に勘案し、全国加重平均50円を基準とすることが適当であるというふうなことで、Aランクについては4.6%、Bランクが5.2%、Cランクについては5.6%とすることが適当ということで答申されたということでございます。

最後のところ、ただし、地域間の金額の差についても、引き続き注視する必要がある、というふうな記載がございます。

次のスライドのページになります。最低賃金の水準と若者の転入超過率を表にしたものになります。表を見ていただくとわかりますとおり、47都道府県のうち20歳から29歳の若者の人口が増加しているのはAランクのみというふうになってございます。

人口移動については34歳までの若者が多く、賃金格差が一極集中の要因となっていると言われております。

そういうことで地方は若者の流出により、労働生産性の向上が望めない状況になっているというふうなことで、表のCランク青森、赤○で記載をしておりますが、転入超過率が全国で一番低いというのが青森県であるというふうなところを、現状認識として押さえていただきたいと思います。

次のスライドも地域間格差の拡大を、2003年から2023年までの20年間記載したものになります。2003年については、東京と青森県の賃金格差103円でございます。これが2023年になりますと215円というふうなことで、2倍以上の格差が広がったというふうになっております。

地域別最低賃金というのはセーフティーネットであるということは当然でありまして、地域の賃金相場を形成するベースともなっていると、最低賃金が賃金相場にも影響しているということをも考慮していただきたいと思いますというふうに思います。

最高の東京に対する本県の最賃の比率については80.7%というふうなことで、昨年目安プラスで結審して1.1ポイント改善したものの、格差是正というまでには至っていないのかなというふうに感じています。

次のスライド8ページでございます。この表は、あおもり創成パートナーズの県内企業人手不足の影響と内容の部分から抜粋をしたものでございます。県内企業の3社に1社が人手不足を深刻として捉えていると。5年前に比べ深刻さは増してい

ると、人手不足の影響が3社に1社の割合で売上減少、4社に1社の割合で利益減などに繋がっていると、○の3つ目でございます。人手不足の影響というのは従業員にも及んでおり、残業増、意欲の減退、休暇取得日数の減少などが生じているというふうなことで、要因として人手不足を挙げている企業が2023年度の段階で54.6%に及んでいるというふうなことでございます。

次のスライド9ページの方に移っていただいて、表題としては内部留保が積み上がる一方で、給与総額は横ばいというふうになっております。財務省発表の企業、法人企業統計調査の内部留保というのは、昨年で約555兆円に上りました。前の年より7.4%増えております。この内部留保が増えるのは11年連続、過去最高で、○の2つ目、財務省が、企業の業績が改善し、内部留保が積みあがった形だが、持続的な賃上げによって労働者に分配され、経済の成長に繋ぐか見ていきたいとされています。

右の図になりますけれども、資本金が10億円以上については、製造業の内部留保が21%だったのに対して、非製造業では52%になっております。これが1,000万未満だと非製造業の内部留保が98%、非製造業についても内部留保が98%、非常に内部留保の率が高くなっています。

右の表がちょっとデータが古くて申し訳ないですが、2018年ということで、新しいデータをちょっと探せなかったんですが、左の図については給与総額2015年までしか、ちょっと遡りませんでしたので、それ以前のものについては記載はありませんが、ただ言えるのは2022年になると90年度比で内部留保は4.4倍に膨れ上がった一方で、給与総額については90年度比で1.1倍にしかになっていない、これは労働分配が進んでいないというふうなことでございます。

次のスライド10ページ、都道府県別の平均賃金になります。これは全国平均で均しますと、年収318.3万円が平均になります。青森県は2,499,000円というふうなことで、全国平均より68.4万低く全国最下位の状況になっているというふうな図でございます。

その次のスライド11ページになります。最低賃金の引き上げ率と倒産件数の推移でございます。左の図については全国のものになります。最低賃金が折れ線グラフが最低賃金の引上げ率になります。縦の棒グラフが倒産件数。ある学者によりますと最低賃金の引上げと倒産件数というのは相関性があるというふうなデータも、データというか調査結果もあるようでございますが、はっきりとした相関性というのは認められないということと、あと倒産件数の多くの理由というのが、スライドの11ページの右の図になります。販売不振がほぼ占めていると、全体の78.5%であったということでございます。

次のスライドの12ページが、これが青森県の最低賃金引上げ率と倒産件数の推移になります。青森県にグラフを置き換えますと、折れ線グラフと棒グラフ、相関性があるように感じますけれども、2023年度の倒産件数、大体60件弱でございますけれども、内訳を見ますとゼロゼロ融資の返済が本格化したことによる関連倒産が32

件というふうなことでいくと、この2023年度の棒グラフについては約半分程度で見えていただいてもいいのかなというふうに思っています。

次のスライドでございます。完全失業率と有効求人倍率の推移でございます。令和6年5月の有効求人倍率は1.10倍というふうなことで、39か月連続の1倍以上というふうなことでございます。完全失業率については2.6%ということで横ばいでございます。大体2%の完全失業率については、完全雇用状態というのが経済の中ではそういうふうに使われているようにございますので、2.6%というのは仕事を求めている人、仕事を望んでいない人というのが大体世間にはこのぐらいいますというふうな意味では2%台は、完全雇用状態と言えるんだというふうなことで見ただけだと思います。

次のスライドの14ページでございますけれども、青森県の最低賃金と生活保護の乖離幅ですね。これ前回の資料の方にも記載がされておりましたが、乖離幅の最高が三重県の299円、生活保護と最低賃金にこの約300円くらいの差があると。青森県については207円ということで、乖離額が小さい状況になっているということです。

生活保護というのは物価の地域差を考慮したものであることから、最低賃金のさらなる上げが求められるというふうに記載をしておりましたが、物価の地域差を考慮したものであれば、やはりこれは一定の乖離額というのを確保しない限りは、最賃額近傍で働いている人たちというのは、乖離額が小さければ小さい程生活としては苦しいのかなということが推察されます。

次のスライドの15番です。これも前回の会議資料にも掲載しておりましたが、あおもり創生パートナーズの県内企業の賃上げアンケート結果でございます。これは7月に公表されたものだと認識をしております。賃上げの実施予定については70%が実施をするという人もいますし、業種別で見ますと製造業、建設業、卸売業、運輸サービス業についても実施をするというふうな回答がきました。多くの企業が新たな人材の採用確保等を重視する傾向が伺えるところでございます。

スライドの16ページになります。北東北三県との比較ということで、表に金額やら人数パーセンテージなどの記載がしてございますけれども、赤字が高い数字というふうに記載しています。ご覧いただくと、県総人口もそうですし、労働力人口も北東北三県では最も多いということからいって、経済に与える影響というのは人口減少、高齢化という非常に大きいものと考えられますので、安心して経済活動を行なっていくうえで、労働力人口やら県総人口というのはプラスに働くものであり、青森県はまだまだ伸びしろがあるものだという認識をしています。

スライド17ページになります。これは令和5年度の地域別最低賃金引上げ状況を表にしてみました。グラフの青が昨年の改正前の最低賃金額、オレンジ若しくは赤が引上げ額になります。オレンジは目安どおりの結審をした県、赤は目安額プラスで結審した県ということで、それぞれのランク区分の中で最低賃金が低い県ほど引上げに対して積極的な引上げを行っているということでございます。

スライド 18 ページは、レギュラーガソリン価格の推移でございます。表を見ていただくと、2023 年 9 月に一旦上がったものが、横ばいで落ち着いているというふうにも見えますけれども、これは、政府のガソリン補助金が入っていることによって、一定の引下げ効果があったということでございます。ただ、政府のガソリン補助の措置は年末までの予定ですので、それ以降、補助金が停止されると、上振れしてくることに注意していく必要がありますし、2021 年 9 月のガソリン価格が 147.1 円であったのと比較をすると、補助金が入っても今現在プラス 14%の値上がりということ、特に青森県においては交通網が発達しておりませんので、自家用車の利用が多く、ガソリンの消費支出に占める割合が高いんだと、都市部に比べてその負担感というのは大きいことを理解願います。

次が労働者の生計費、3 要素のうちのひとつにもなります。労働者の生計費を知る上で消費者物価指数の推移というのは抑えていく必要があると思います。このデータは、第 2 回の青森地方最低賃金審議会の資料 No.14、29 ページ記載の数値をグラフ化したものでございます。令和 6 年 5 月には青森市の消費者物価指数が 3.3%、東京都で 2.6%でしたので、東京を上回る消費者物価指数の上昇というのが見られるということでございます。さらに 7 月の値上げ、先月からですけれども、ワインやお菓子などの 400 品目余りが値上げされ、今年の値上げの品目数が 3 年連続で 10,000 品目というふうな状況で、近頃では米の在庫が減ってきたことによって、米の値段が高騰しているということもお伝えをしたいと思います。

次の生計費、頻繁に購入する品目の値上げでございます。これも審議会の会議資料から比較したものでございます。頻繁に購入する品目については、年間の購入頻度が 15 回以上というふうなことで、2023 年の 10 月から今年の 6 月までの平均で 5.4%の消費者物価が値上げされているということでございます。

購入する品目の構成を見ていただくとわかるんですが、食パン、アンパン、さらにはカップ麺など、生活に欠かせない必需品であります。家計の圧迫感が強く物価が高いという実感が増してきておりますし、その影響を受けるのは、いわゆる最低賃金近傍で働く低所得者層であるというふうに感じております。

次のスライドの 21 ページでございます。この実質賃金指数については、実際の賃金がどのぐらい伸びているのかというのを表わした表になりますけれども、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状況というようなことで、今年の 4 月にはマイナス 1.4%というふうな状況でございます。

次の労働者の生計費のスライドの 22 ページになります。この間、日銀の方で生活意識アンケート調査を行っております。その中で「暮らし向き悪化」との回答が 55%でございました。(図表 1) から (図表 3) まで記載しておりますけれども、景況感等が「悪くなった」と回答したのが (図表 1) に出ておりますし、(図表 2) では景気水準は「良い」の回答が減少し、「悪い」の回答が増加しています。(図表 3) の「現在の暮らし向き」については、「ゆとりが出てきた」という回答が減少し、「ゆとりが無くなってきた」が増加しています。

次のスライド 23 ページになります。然らば、地域別最低賃金の水準というのは、どのぐらいになるのかというのを計算いたしました。図表を見ていただくとわかりますけれども、現在の青森県の最低賃金額時給 898 円、これを月 173.8 時間労働したとして、月額約 156,000 円になります。年間だと約 1,870,000 円となって、国がワーキングプアの境界年収を 2,000,000 円というふうに定めておりますので、その金額を 130,000 円も下回る金額であるということでございます。

No.2 は、地域別最低賃金で月額 150,000 円、可処分所得の係数を 0.807 としたとき可処分所得額は 125,950 円になります。生活保護の試算サイトというふうなものがありまして、それで計算しますと、青森市の一人世帯の単身世帯の 20 歳から 40 歳で計算しますと、月額 102,460 円必要だというふうな試算が出てきます。

生活保護と最低賃金の生活をする上で一番大きな違いというのは、仕事をするために青森県というのは自家用車が欠かせません。さらに医療費などもかかってくるとなると、果たしてこの 20,000 円なにかしの差というのが人間らしい生活ができる金額なのかということを知りたいと思います。

青森市における標準生計費、これも第 1 回の会議資料の方に添付されていたものから持ってきたものでありまして、一人世帯について 121,000 円必要だというふうになっております。No.2 の可処分所得額と青森市における一人世帯の標準生計費を引きますと、その差は 4,900 円しかないということを訴えたいと思います。

次にスライドの 24 ページ、連合本部の方では毎年各県で生活していく上で必要な金額というのを算出してございます。それが連合リビングウエイジというものなんですが、これについては外部の有識者監修のもと算出しているものでありますので、正確なものというふうに認識をしています。

黄色で塗っておりますのが、青森県ということになります。先ほども青森県で仕事をしていく上では、自動車が無ければ仕事もできないというようなことを言いました。その自動車保有の場合の時給というのが 1,345 円必要だという試算が出ております。

自動車を持たない場合においても時給 1,040 円がなければ生活ができないと、生活が成り立たないという試算がありますので、我々としてはこの数字というのは非常に貴重な数字だと思っております。

次にスライドの 25 ページには労働者の賃金の状況を記載しています。連合本部が行った最終集計 7 月 3 日になりますけれども、全体の賃上げについては加重平均で 15,281 円、率では 5.10% となっています。最終集計で 5% 越えを維持したというのは 33 年振り、歴史的な賃上げが行われたと。さらに○の 2 つ目になります。有期・短時間・契約等労働者、いわゆる非正規労働者と言われたりしますけれども、この人たちの賃上げというのは、加重平均で時給 62.70 円、昨年度が 53.5 円でございますので、昨年度を 9.2 円上回る大幅な引上げになっております。引上げ率では概算というふうになりますけれども、5.74% ということで、正社員いわゆる組合員を上回る引上げがされているということでございます。

次のスライドは、連合青森の賃上げ状況になります。連合本部までには追い付いてはおりませんが、妥結状況については、データが残る 2003 年以降、または、現在の集計となった 2016 闘争以降では最も高く、賃上げ額が昨年を上回る 9,989 円と過去最高額となっています。

有期・短時間などの非正規労働者の妥結額は、時間額で 59.4 円、率では 6.35%と、昨年同期比では 5.9 円の増でありますし、1.82 ポイント増ということになっています。こういう一般の労働組合のあるところの賃上げも、労働者の賃金の一部でありますので、こういったところも参考にさせていただきたいと思えます。

次にローマ数字のVIになります。通常の事業の支払い能力でございます。これは本来我々が主張するべきものではないといいましたけれども、何かしら出すものはないのかというふうなことで、全体の経済報告がスライドの 27 ページ、次のスライドの 28 ページは青森県の経済状況ということで記載をしております。

直近のものでいきますと、今日の朝刊にも載りましたプロクレアホールディングスが 8 月 4 日までに、4-6 月期の県内企業業況調査結果を発表しております。企業の業況感を示す業況 BSI は、前期比 5.5%上昇の 2.2%となっています。上昇は昨年の 4-6 期以来 4 期振り、マイナス経営に落ち込んでいた業況 BSI は、昨年の 10 月から 12 期以来、再びプラス圏に転じたということで記載させていただきました。

次のスライド 29 ページ、人材確保における各種水準でございます。通常の事業者の支払能力を考慮すべき指標として、一般労働者の賃金やハローワーク。年間調査による募集人員等も参考にすべきだと考えてございます。

いわゆる人手不足で自主的に上げているというふうな風潮もありますけれども、実際はそういう金額じゃないと集まらない、さらには、従業員のモチベーションを上げたりとか、定着率を上げたりというような意味で、自主的に上げているものだと思います。参考としては、学歴別初任給としては 164,700 円ということでございますし、短時間労働者、女性の賃金 1 時間当たりの所定内給与については 1,090 円、パートタイム労働者の 1 求人当たりの募集賃金平均 1,031 円、パートタイム労働者の 1 求人当たりの募集賃金下限額は 994 円、第 4 表の①の C ランクのパート労働者の下限額となる就業形態、パート、製造業の 1 時間当たりの賃金額については 972 円、これも中賃の目安検討小委員会の中で提示された資料であります。株式会社ナウキャストが、AI を使って収集した調査結果ということで、青森県から抜粋をしています。ハローワークプラス民間の募集賃金については 956 円、さらに民間のみでいうと 963 円が求人募集賃金という記載がされておりますので、最低賃金以上での募集がかけられているというようなことは、強く申し上げたいというふうに思います。

次スライドの 30 ページでございます。一人当たりの給与額でございます。この表は、財務省の四半期別法人統計調査をもとに、総人件費を総人数で割って算出したものになります。ご覧いただくとあまり極端な差はないのですが、昨年の 4-6 期を境に、役員給与については増加をしていくというふうな傾向であったものが、従業

員になりますと、10-12月を境に1-3月期には減少していますので、この辺、役員報酬が伸びた中で従業員の給料は減っていると、人数で見ますと役員は平均で1.02%増加、従業員は減っているということも記載しています。

次のスライドの31ページでございます。視点と考え方ということで、要は消費者物価指数が3.3%、あとは頻繁に購入する品目、消費者物価指数が上がっていますよと、実質賃金は物価上昇に追いついていないということで、物価高が続く中で昨年以上に最低賃金への期待が高まっていると感じていますし、○の2つ目、日本経済の未来の成長に繋がる人への投資というのがあって、民間企業も設備投資を抑えてきました。考え方としては、人への投資も未来に対する投資だというふうに私は認識しておりますので、人への投資というところも是非重要に扱っていただきたいということで、その結果としては、デフレマインドを払拭し、社会ステージの転換を図る転換期になるものと思っています。

次のスライド32ページでございます。視点と考え方ということで3つ掲載させていただきました。1つ目の○が最低賃金の水準で年間2,000時間働いても年収が200万円に満たない、全ての働く者のセーフティーネットとしては不十分であるということ。

2つ目には2002年の時間額統一時には、一番高いところと一番低いところの差は103円でしたけれども、昨年の最低賃金が引上げでは未だ215円の開きがあるということ。

3つ目には深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ、地方から都市部へのさらなる流出に繋がるということで、地方の中小・零細企業の事業継承・発展の厳しさに拍車が掛かることは明白であると、この3つを言わせていただいた上で、労働者側委員としての主張が6点ございます。

1点目については、経済の自立的成長に向けて、「人への投資」が不可欠なんだということ。

2点目については、物価高が続く中で、とりわけ最低賃金の近傍で働く者の暮らしは極めて厳しくなっていることから、生存権を確保したうえで、適正な労働の対価を保証すべきこと。

3点目については、2024春闘の歴史的な賃上げの流れを最低賃金近傍で働く未組織労働者など社会全体の賃金底上げにつなげること。

4点目については、都市部より地方の有効求人倍率が高いということから、大企業以上に地方の中小・零細企業の人手不足感が強まっていること。

5点目については、地域間・男女間の格差是正を図り、人口流出抑制へつなげること。

6点目については、地域別最低賃金の絶対額の低さを解消し、国民経済の発展に寄与すべきであること。

以上6点を主張させていただいて、連合が目下の通過点として、誰もが時給1,000円を掲げており、現行の最低賃金が898円でありますので、その差額102円を引上

げ、本県の最低賃金を1,000円とするように求めたいと考えます。

あと、参考資料というふうなことで、人口流出による県人口の減少には、若者の女性の流出が影響しているということで、これは東奥日報の掲載記事から2つ記載させていただいております。

右の方は、先日の東奥日報に掲載されました、県としても男女の20歳から24歳の転出超過率が男女とも最大で、特に女性の転出が顕著で、県もこれを課題として捉えているというふうな記載がありましたので、参照していただければと思います。

以上、労働者側の基本的考えと、金額提示をさせていただきます。

(石岡部会長)

質問等は後でまとめてということにいたしまして、次は使用者側からご意見をいただきます。

(使用者側)

それでは使用者側から説明をさせていただきます。事業を行う立場からの主張ということでご理解をいただきたいと思います。

令和6年青森県最低賃金改正についてということで、はじめに経済情勢等でございます。社会経済は、コロナ禍後からの急速な回復に伴う供給の制約や、ロシアのウクライナ侵攻等によるエネルギー費の高騰など、また、世界的金融危機の影響、中国経済の先行き懸念などから、鈍化の兆しが見られ、日本景気を下打ちするリスクとなっております。

先ほどからご説明がございましたけれども、我が国の2023年経済成長率が+1.0%ということで、3期連続でプラス成長を維持したが、今年1月から3月期のGDPは、前年度マイナス0.7%、年率マイナス2.9%と、マイナス成長となると精査していただいております。

このような状況の中、県内においては新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、経済活動が活発化する一方、原材料高騰の影響や価格転嫁の遅れなどにより、本県の99.9%を占め、雇用の9割を支える中小企業の収益が圧迫される傾向にある。

本県の2023年度平均有効求人倍率は、1.17倍と前年度より0.01ポイント低下した。また、直近6月の有効求人倍率は、1.10倍と前年同期から0.08ポイント低下しています。

人手不足感が加速する中であって、物価上昇等のコスト増が雇用に与える影響に留意する必要があるというふうに考えております。

日本銀行が四半期毎に発表している企業短観において、全規模全産業の業況判断DIを時系列で見ますと、コロナ禍で大きく落ち込んだ後、回復基調にあるが、直近の令和6年6月期において+12で、コロナ前の令和元年12月期の+4を上回っています。

さらに、6月期のDIを企業規模別に見ますと、大企業は+22、中堅企業は+16、

中小企業は+11 となっており、規模が小さいほど相対的に厳しい状況にあります。

特に中小製造業▲1 となっているほか、企業規模に関わらず、業種によってばらつきが目立つというふうな状況です。このように大企業を中心に相対としては景気回復傾向にあるものの、業種によってばらつきが多く、特に中小企業を取り巻く環境は、冒頭に述べたロシアのウクライナ侵攻に伴う各種影響等から十分に抜け出せておらず、先行きの不安、懸念が払拭できていない状況にあります。

本県を含む多くの中小企業・小規模事業者は、原材料などの上昇価格を取引価格へ転嫁することが遅れているほか、過去最高となる最低賃金の大幅引上げ、社会保険料の適用範囲の拡大、雇用保険料の引上げなど、賃金を含めた制度改正による負担増により、一段と厳しさを増してきております。

「Ⅱ 経済動向等について」でございます。「1 国内」の「(1) 内閣府の月例経済報告(7月25日)」によれば、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」「・個人消費や持ち直しに足踏みがみられる。・設備投資は、持ち直しの動きがみられる。・輸出は概ね横ばいとなっている。・生産は、このところ持ち直しの動きがみられる。・企業利益は総じてみれば改善している。・企業の業況判断は改善している。・雇用情勢は改善の動きがみられる。・消費者物価は緩やかに上昇している。」、先行きにつきましては、「雇用・所得環境が改善することで各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や、中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域を巡る情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としております。

(2) でございます。中小企業庁が6月28日に発表しました「第176回中小企業景況調査結果」によりますと、「2024年4月～6月期の全国の全産業の業況判断DI、前年同期比で」でございますけれども、「▲15.7」となり、前期(1月～3月)に比べて2.6ポイント増と4期ぶりに上昇しておりますが、マイナス値を示しており、依然として厳しい状況を示しております。

業種別では、製造業の業況判断DIは▲18.8(前期比1.1ポイント増)、非製造業の業況判断DIは▲14.7(前期比3.1ポイント増)となっております。特に、全産業の「原材料・商品仕入れ単価DI」は70.3と、前期比3.2ポイント増と3期振りに上昇しております。「全ての産業で上昇感が強まっている。」としております。フリーコメントでは、「原材料価格の高騰等を補う価格転嫁が十分に出来ておらず、利益を圧迫しているとの声も寄せられている」と説明されております。

(3) 日本銀行仙台支店が7月1日に発表した「企業短観経済観測調査(6月調査)」によりますと、東北6県の企業の景況感を示す全産業の業況判断指数(DI)は、前回(3月)調査から1ポイント改善の+1、業種別では製造業が3ポイント改善の▲9、非製造業は変わらず+6としているところでございます。

(2) 県内の状況でございます。(1) 本県企業の現状、①として、本県の企業数

は、「2024年度版中小企業白書」の資料によりますと、「2021年では、全体で35,929社中、中小企業は35,887社99.9%、うち小規模企業は30,741社85.6%、また、常用雇用者は全体261,664人中、235,089人89.8%、うち小規模企業52,675人20.1%」を占め、東北では先ほどもご説明ありましたが、「東北では企業数は宮城、福島に続き3番目」と、北東北で一番多いところとなっております。「地域経済を支える礎」というふうなことが言えると思います。

②民間調査機関が令和6年7月2日に発表しました「2024年上期（1月～6月）の県内企業倒産状況（負債額1,000万円以上）」でございますけれども、「倒産は前年同期と同じ31件、負債総額は78億900万円減の39億5,300万円、新型コロナ関連倒産が半数近くを占め、コロナ禍の影響が尾を引き、件数は高止まり」しております。負債総額が1億円未満の小規模倒産が大半を占めております。民間調査機関では、「コロナ禍で体力の落ちた企業に物価高やゼロゼロ融資の返済負担などが重なり、倒産に至るケースが増え始めており、今後も件数などは増える可能性は高い」としております。

また、7月は前年同期比7件増の11件、負債総額は11億4,900万円増の14億4,800万円となっております。

「(2)本県の景況」でございます。①日本銀行青森支店が7月1日発表しました、「県内企業短期経済観測調査結果(6月調査)」の短観でございます。「企業の景況感を示す業況判断DIは、全産業で+4」ということとなっております。「前期(3月)比4ポイントの上昇」ということでございます。季節的要因で落ち込んでいました観光事業は、「観光需要インバウンドを含めて回復」しておりまして、「宿泊・飲食サービス業を中心に景況感が上向き、全体を押し上げた。」としております。

非製造業は、「6ポイント増の+13と大きく改善」しました。飲食・宿泊サービス業は「49ポイント増の33」、「製造業は前期と同じ▲12」でございました。「来期の全産業の業況判断DIは、プラス2と2ポイント悪化する見通し」ということで、「サービス業を中心に収益改善の動きがみられるが、製造業は、依然マイナス圏内で、非製造業も売上が伸び悩んでいるとの声もあり、動きを注視したい」としております。

また、7月25日発表の「県内企業経済概況」につきましては、先ほどご説明がありましたので省略いたします。

②中小企業庁が行った「第175回中小企業景況調査」、今年の1月から3月期でございますけれども、本県の全産業の業況判断DIは、前年度比から「1.8ポイント悪化の▲31.2」となっております。

業種別では「卸売業が好転」しましたが、「小売業、サービス業、建設業、製造業が不調」となっているということでございます。

次に「Ⅲ 賃金動向」についてであります。「1 初任給」でありますけれども、青森県経営者協会の「令和6年3月新規学卒者の初任給（見込み）調査結果」でございますが、昨年と今年で比較可能な51社の学歴別初任給平均額の結果ですが、「高

校卒 165,797 円」ということで、「4,693 円、2.91%増」となっております。1年前との比較でございます。

「2 短大卒」につきましては「175,557 円、増額 5,528 円、増減率+3.25%」となっております。さらに「大学卒 199,643 円、増額 2,366 円、増減率+1.20%」となっております。

「2 春闘妥結状況」でございますけれども、皆さんご案内のとおりでありますので、細かいところは省略しますが、次のページの1行目にありますとおり、アップ率が「5.58%」ということで、前年より「1.70ポイント上昇」にあると、同じく中小企業の方についてはアップ率が「3.92%」というふうなことで、前年よりも「0.98ポイント上昇」ということでございます。

そして、青森県経営者協会の「令和6年春季賃金交渉 要求・妥結状況」によりますと、妥結額平均給与 9,546 円ということで、中間発表でございますけれども、アップ率は「3.74%」でございます。内訳は、「製造業 4.65%増」、「非製造業 3.51%増」となっております。

次に最低賃金に関する、これは中央の中小企業団体の要望を載せています。日本商工会議所・東京商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会のいわゆる中小企業4団体は、4月18日、今年度の最低賃金審議に当たり、最低賃金に関する政府への要望を公表しております。

順次読み上げますが、深刻な人手不足と物価上昇を背景に、大企業を中心に賃上げの動きが広がりつつある。日本経済がデフレから脱却し、真に力強さを取り戻すためには、物価と賃金の好循環により実質賃金の上昇につなげていくことが求められる。そのためには、雇用の7割、3大都市圏を除く地方部、(青森県も含めて)地方部は9割、これを支える中小企業・小規模事業者の賃上げが重要であり、人手不足等を理由とする防衛的な賃上げではなく、業績の改善を伴う前向きな賃上げの動きを広げていかなければならない。こうした中、最低賃金については昨年、地方最低賃金審議会において、中央が示す目安額を上回る引上げが相次ぎ、過去最高となる全国加重平均43円の大幅な引上げ額となった。法定三要素(生計費、賃金、企業の支払い能力)のうち、生計費(物価)と賃金が上昇局面に入らる中で、ある程度の引上げは必要と考えるが、中小企業・小規模事業者の経営や、地域経済に与える影響については、十分注視が必要である。なお、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、法の主旨に則った審議決定が求められることはいままでもない。こうした認識のもと、2024年度の中央地方における最低賃金審議に当たり、内閣府が政府に対して下記の内容を要望する。」ということで、以下6点ほどでございますけれども、長文でございますので、下線部分を中心に読ませさせていただきますが、1つ目として、「中央・地方の最低賃金審議においては、法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を」というふうなことで、下線部に書いてありますとおり、「中央はもとより、地方においてもデータによる明確な根拠に基

づく納得感のある審議決定が行われることを強く求めます。」「地賃におけるデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するとともに、参照すべき地域別の統計データの例示、提供などにより支援されたい。」「最低賃金制度の主旨を踏まえれば、これをもって賃上げ実現の政策的手段とすることは適切でない。」この前段の国の方針のことを指しているところでございます。

「2 最低賃金引上げが中小企業・小規模事業者の経営や地域の雇用に与える影響に注視を」というところであります。下線部分でございますけれども、「隣県との額差等を過度に意識し、実態を十分に踏まえられない引上げが行われれば、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響を与えます」と、「最低賃金引上げが企業経営や地域の雇用に与える影響や、地域の雇用に与える影響について必要な研究調査を行って反映」していただきたいと、「ランク制度は、地域の状況を反映し、目安額を決定する合理的なシステムであり、堅持すべき」としております。

3つ目、「中小企業、小規模事業者が自発的、持続的賃上げできる環境整備の推進を」ということでございます。次のページでございますけれども、「生産性向上などの自己変革による付加価値の増大に加え、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ減少を確保していく必要がある。」としております。

「生産性向上に伴う賃上げの取組みを後押しする制度のさらなる拡充を図られたい。また、『パートナーシップ構築宣言』の拡大、『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』の徹底、さらに中小企業組合による団体協約、組合協約を活用した取引条件の改善など、環境を整備されたい。併せて『よい製品やよいサービスには値が付く』という考え方を、消費者を含め社会に広く共有すべく周知啓発に取り組みされたい。」というふうにしてございます。

「4 中小企業・小規模事業者の人手不足に繋がる『年収の壁』問題の解消を」ということでございます。「『年収の壁』に届かないように労働時間を調整(就労調整)するケースがこれまで以上に増加し、中小企業や小規模事業者の人手不足に拍車をかけている。被用者保険の適用要件(企業規模、労働時間、賃金等)や第3号被保険者制度の在り方の見直し、これらの検討を通じ、『年収の壁』の解消に取り組みされたい」としてあります。「年収の壁・支援強化パッケージ」を昨年9月に打ち出しておりますけれども、「制度が複雑で使いづらいという声も多く寄せられている」という認識のもと、「分かりやすい周知と利用事業者に対する丁寧な指導を徹底されたい」としてあります。

「5 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を」ということでございます。最近、特に大幅な最低賃金引上げというふうなことを踏まえて、「各企業は2カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担の声が聞かれています。原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要である」というふうな認識のもと、「指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めの発効とすべきである」と述べております。

最後「6」でございますけれども、「産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運

用を」ということです。本日は地域別最賃の審議でございますけれども、産業別最賃についても触れております。「形骸化した」という表現をしておりますけれども、「特定最低賃金については速やかに見直しを図るべきである。」ということで、「現下の地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用を検討することも一つの方策と考える」としております。

これが中小企業4団体が4月に国に対して要望した内容というふうな確認をしています。

その次は、今年度の金額審議に向けてというふうなことで、少し考え方を提示したものでございます。

1 政府は『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版』並びに『経済財政運営と改革の基本方針 2024 (骨太の方針)』を6月21日閣議決定し、その中で「今年は全国加重平均 1,500 円をより早く達成することを目指し、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上げる等、地域間格差の是正を図る。」としております。

2 近年の最低賃金は、政府の引上げ方針への配慮を強く求められ、『コロナ感染症の影響が著しく、現行水準を維持することが適当』とされた令和2年度を除き、平成28年度から令和5年度にかけて、名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る大幅な引上げが行われ、中小企業4団体による最低賃金に関する政府への要望にあるとおり、多くの中小企業・小規模事業者から経営実態を十分考慮した審議が行われていないとの声」が聞かれております。

「(1) GDP成長率、内閣府の発表」によれば、平成28年から令和4年までのGDPが記載のとおりでございます。数値的には1%、令和2年度は大きく落ち込んでいますけど、それ以外は8%前後で推移しているところでございます。

「(2) 賃上げ率」でございますけれども、これもご案内のとおりでございます。表のとおり、最低賃金の全国平均額と上昇率の方を精査していただいております。年々上昇率、アップ率が高まっているということがお分かりいただけるかと思えます。そして、賃上げ率については、厚生労働省さんのいわゆる第4表の数字、一般パート計というふうなところで見てみますと、いわゆる最賃の上昇率と第4表では数値が一定の乖離があるというふうに理解しております。経団連あるいは連合さんの賃上げ率についても、今年は特別あれでしたけれども、過去の例に習うと、最低賃金の上昇率の方がずっと上をいつてきたことが見てとれるかと思えます。

3 厚生労働省の『最低賃金に関する基礎調査』によりますと、「本県の影響率は24.7%と、全国平均21.6%との差が3.1ポイント」となっております。賃金分布に関する資料では、今年も最低賃金近傍に多くの労働者が貼り付いており、最低賃金の引上げが本県中小企業に与える影響が、極めて大きい状況にあるというふうに見ております。

4 生産性に関しては、日本銀行青森支店が、2019年3月に発表しました、「青森県

における労働生産性の現状と課題」によりますと、「労働生産性の水準は、全都道府県中 36 位」と、低位にあり、「概ね横ばいとなっている」というところがございます。経常利益の水準は、これも低位にありまして、労働生産性の低さ、言い換えれば一人当たりの付加価値額、粗利の低さが影響している可能性があるとしております。青森支店によりますと、本県企業の近年の売上高経常利益率、全産業でございますけれども、平成 30 年度から令和 4 年度まで載ってございますけれども、左の方が全国、真ん中が青森県、右の方がその全国比というふうなところで、残念ながら本県企業の売上高経常利益については、半分いくか半分以下というところではございます。

次のページです。以前から本県企業の売上高経常利益率は、相当低位になります。労働生産性の向上には企業個々の経営努力だけではなく、付加価値を上げやすい産業経済構造への転換という、長年にわたる本県全体としての大きな課題があるところでございます。これは皆さんご承知のとおりでございます。

- 5 日本商工会議所が今年 2 月に実施した調査では、「最低賃金引上げの直接的影響を受けた（最賃を下回ったため、賃金を引き上げた）中小企業の割合」は 38.3% ということで、2024 年度の最低賃金改定に対する考えは、引き下げるべきと現況の金額を維持すべきとの合計が 41.7% というふうなことで 8 ポイント増加をしております。中小企業の負担感が増しているというふうに取り上げられることでもあります。
- 6 ここ数年にわたって行われている中小企業の実態から離れた納得性のない中央最低賃金審議会の公益委員見解を考慮した最低賃金の審議が、今後も続くことになれば、特に経営資源の乏しい小規模事業者はじめ多くの中小企業が、人件費のさらなる負担を強いられ、生産性向上のための設備投資資金の確保や、後継者の不足問題と相まって、「事業の継続」や「企業の存続」が脅かされ、雇用維持や地域経済に深刻な影響が及ぶことが懸念されます。
- 7 政府が標榜する経済の好循環を軌道に乗せていくためには、経済原理に基づく労働者の賃金の源泉となる、事業収益の向上に向けた取組が優先されるべきであります。労使による賃金交渉等を通じて、各事業所等の業績を踏まえた労使合意による適切な給与水準が、安定的・継続的に向上することが肝要であります。一方、最低賃金は労働者、生活者のセーフティーネット保障として、法に基づき全ての企業に強制力をもって適用されます。両者は根本が異なるものであり、中小企業 4 団体の要望にもあるとおり、最低賃金制度を「賃上げ実現の政策的手段」として用いることは適切ではないと考えます。
- 8 当審議に当たりましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急避難的に受けたいわゆるゼロゼロ融資の返済が本格的に始まり、加えて急激な原材料等の高騰、高止まりなどの影響を受けながら、価格転嫁もままならない本県中小企業・小規模事業者の厳しい状況や、他都道府県に先んじて急速に進む人口減少、少子高齢化そしてコスト増によるあきらめ廃業の増加も懸念される地域経済の厳

しい状況など現実を踏まえ、納得感のある賃金で決定すべきであります。

9 今年度は、最低賃金のあるべき水準が具体的に定められない中であって、ここしばらく続きました「通常の事業の賃金支払能力」があまり考慮されず、あくまで「参考」であり、地賃の審議を拘束しないとされる「目安(額)」が重視され、その結果、「消費者物価の上昇やGDP成長率を大幅に超える最賃の上昇」が行われた影響や企業物価の高騰高止まりに加え、社会保険料適用拡大等による経営コストの増大など、深刻な影響を受けながらも、「人口減少が進み、社会が縮小する地域に暮らす人々の雇用の場を守り、懸命に地域経済を支える本県中小企業等の事業継続」を第一に、「現行水準」を基本としつつ、客観的データ等に基づき審議に臨んでいきたいというふうに考えております。

10 また、近年における最低賃金の大幅引上げにより、影響を受ける労働者が増える中、昨年度、先ほど説明したとおり、24.7%の影響率でございますけれども、各企業は2カ月程度で対応せざるを得ず、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易でないことなどから、中小企業4団体の要望にもあるとおり、原資の確保に向けた取組に十分な準備期間を確保することができるよう、年初め、または、年度初めの発効等をするなど、発効時期の見直しについてご検討いただきたいというふうに考えております。

そして最後、11でございます。国に対して生産性向上や価格転嫁初め、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保し、事業を継続するための実効性ある各種支援策の策定、拡充及び速やかな実行を要望するものでございます。

説明は以上でございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。そうしますと、金額の提示としてはどうですか。

(小山田委員)

労働者側からは具体的な金額の提示を今説明を受けたところであります。非常に丁寧な説明で勉強になりました。ありがとうございました。

現行水準を基本としつつ、ということで、物価上昇等も勘案して、客観的データに基づき対応をしたいと、こういう基本姿勢でございますけれども、既に我々も意見交換しましたけれども、現時点で具体的金額を示すのが、50円という目安額は、直にいうと非常に大きい数字、今までにない数字でございますので、労働者側の意見を聞いて、持ち帰ってからということで事前の打ち合わせはさせていただいております。そういう意味で今具体的な数字を出すのは難しいんですけども、どうしてもということになると、少しお時間をいただき相談させていただいてお示しするという形を取らせてもらえればと思っております。

我々の方から中々目安額を踏まえた金額提示というのは、正直言って厳しいというのがありますので、どうしても部会長さんから今日出してくれということであれ

ば、改めてこちらで相談してということにさせてもらいたいと思います。

(石岡部会長)

そうですか。わかりました。それではですね、双方の意見表明に対して、ご質問等
はございませんか。今の使用者側のご意見に対する更なるご意見等も含めて何かこ
こで意見交換できることなどあれば。

(秋田谷委員)

使側から金額提示が今明確には出せないとお話がありましたけれども、何分専門
部会ですので、金額審議をしながらお互いを理解し、歩み寄りをしつつ、落としど
ころを探る、という観点からいうと、ゼロというのは今日この場でもう終わっちゃ
うのかなという、これ以上は。例年ですと、公使・公労という段取りを踏んでそれ
ぞれ意見を深めていくという手続きを採っていたんですけど、これ以上ちょっと進
めないのかなという感じがしておりますので、最終的には部会長のご判断にお任せ
しますが、我々としては金額の提示をしていただきたいというのが本音でござ
います。判断は部会長にお任せしたいと思います。

(石岡部会長)

それから双方のご意見に対して対する質問等は何かございませんか。お互いに。

(秋田谷委員)

ただ今の7ページの4に『年収の壁』の問題の解消を」ということで、政府が準
備している「年収の壁・支援強化パッケージ」とか、あとは「社会保険適用時処遇
改善コース」とか、非常に制度が複雑で使いづらいという声がありましたので、是
非、県内の経済団体の方で、価格転嫁も含めて、何社中何社がこういうふうな制度
を申請したのかとか、申請はしたけれども断念した、とかそういう具体的な数字が
分かれば、非常に助かるなと感じましたので、今すぐとはならないとは思いますが
、是非教えていただければ助かります。

(小山田委員)

今のお答えは、私共としては勿論準備できておらず、そういう統計をとっている
わけではありませんので、声として聞こえているという表現に留めておりますけど、
もし、具体的に何件ぐらいとなると、むしろ労働局の方でデータを捉えておりませ
んでしょうか。

(事務局 基準部長)

私どもでそういった個別のデータを提出するのは難しいと思います。

(小山田委員)

そうですか。なかなかこういうのはデータ化するのが難しいところがあるので、我々もそういう声があるという表現といたしますか、これ自体、中央の中小企業団体がお話している部分を引用させていただきましたので。大変申し訳ありません。

(秋田谷委員)

趣旨としては、これは中央のものなんで、ただ県内の経済団体を預かる皆さんですから、肌感として、やっぱり駄目でしたよとか、そういう声も結構多いのかなと思いましたので。

(石岡部会長)

他には質問等はございませんか。

(中野委員)

会長、宜しいですか。関連する話にはなるんですけども、使用者側の資料の7ページのところで先ほど触れられました、業務改善助成金だとか、キャリアアップ助成金、あるいはさまざま事業再構築の補助金など、さらには、賃上げに関わる税制等の関係も含めてですが、そういった様々な国の支援策がある一方で、その分かりやすい周知と事業者に対する丁寧な指導を徹底されたいというところ、あるいは11ページの11番目の「実効性ある各種支援策の策定・拡充及び速やかな施行を要望する。」との文言で私が捉えたのは、前提としてこういったものを活用したいんだが、分かりにくい、あるいは実効性がない、裏返せばそういう形で訴えられているようにも感じるものがあり、現在このように打ち出されている様々な支援や助成等の制度に対して、その執行率というか、申請及び受理の状況が、県内で一体どうなのかというところを我々は非常に注視しております。

事業者は、それらを懸命に活用しようとしているんだけど、課題があって、使いづらいとか、分かりにくいとかがあるのか、当然労働局側もそうですし、さまざまな経済団体、加盟してらっしゃる皆さん、企業の皆さんに周知を一生懸命フォローをしながら活用してもらうためにやっているんだけど、それさえも進んでいないということであれば、少しその部分で訴える部分というのか、矛盾を生じるんだというふうな思いもあるので、従って現況としてどういう状況なのかという事実を把握することも重要なのではないかとこのところで、なかなかデータの提供が難しいとはありましたけれども、そういった部分の実態もちゃんと鑑みていかないと、少し矛盾感が生じるのではないかとこのことも改めて私の方から意見として申し上げたいと思います。

(石岡部会長)

使用者側では特に、労働者側のご意見に対する質問等はありませんか。

(菅委員)

私の方は、組合の支援組織ではありますが、事細かに詳細なデータは把握していないというのが現実ではあります。国の方でもその辺のデータの把握が難しいのか、公表が難しいのかわかりませんが、そこを開示されないのであれば、聴き取りとか、そういうレベルでのお話での気運機運といたしますか、ニュアンスというか、もっていくしかないのかなという感じはします。

当然、中野委員がおっしゃるように、明確にデータがあれば、現状で例えばこういう施策のうち3割ぐらいしか使われてないんだということであれば、その改善を求めるなりとかしていったって、より企業が使いやすい形のその制度設計なり、周知を当然要望していくわけですがけれども、なかなかその辺の声は聞こえるけど、じゃああなたは申請してどうだったのという、その細かいところまでのデータというのは、企業側もなかなか言えない部分もあるだろうし、国としてもその開示できない部分もなかなかあるというのは、現実としては事細かなデータをというのは難しいのかなという気はしております。

(石岡部会長)

それから使用者側における金額提示なんですけど、例年この金額審議の冒頭で双方の金額的なお考えを伺って、金額提示に至り、次の部会から個別の交渉をしていく、という流れだと思うんですけど。

ここで使用者側から金額提示無しで次回、ということにしてもやはり次回の議論になる金額がちょっとはっきりしないとやりづらいですし、また、時間が掛かるだけなんじゃないかなと思うんですけど。

ですので、私としては今日の段階で、できれば金額提示をいただいて、次回に繋がった方が審議がスムーズに行くのかなと思うんですけど。

(小山田委員)

ちょっと場所ございますか。

(石岡部会長)

それでは2階でということ。

その間、一旦、休憩といたしましょう。

【使用者側委員個別協議】

(小山田委員)

今3人で話をしまして、部会長から是非金額をという話でございましたので、先ほどから説明しておりますとおり、現行水準を維持しつつ、客観的データに基づく

ということでしたので、本日お示しする金額としては、国が令和6年度6月に実施しました「賃金改定状況調査結果」の第4表の②の中のパートCランク賃金体制の対前年上昇率、このランクの賃金が一番最低賃金に近い水準で掲載されておりますので、この第4表の②、一般労働者及びパート労働者の産業系、パートCランク対前年度2.2%を勘案いたしまして、これを現行の898円×0.022=19.756ですので、20円を提示させていただきます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。それでは、労使双方のご意見を伺いましたけれども、基本的には労働者側のご意見としては、やはり物価高が続く中、最低賃金近傍で働く人たちの暮らしが大変厳しくなっていると、また、地方の都市部への人口流出そういったふうなことを考えると、中央との格差是正を図る必要があると、そういったことなどから差額102円、1,000円を目指しているのです、それとの差額102円の引き上げを主張するという事だったと思います。

これに対して、使用者側のご意見としては、通常の仕事の賃金支払能力というのが最近軽視されているのではないかと、大企業と違って、特にその本県のような中小・小規模事業者の場合は、さまざまな原材料費の高騰、それを価格転嫁もままならない状況にあり、非常に厳しい状況にあると、そういった通常の仕事の支払能力というのを考えると、そんなに高くは、持続的な企業の発展という観点からすると、相当ではないと、そういう点でお話があったように20円となったと思っております。

ただ今の金額提示その他も含めて、その他に何か補充のご意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。

そうしますと、本日は金額審議の第1回ですので、金額的なお考えを伺いました。それで次の専門部会から本日の主張を踏まえてですね、労使双方から個別のご意見を伺いたいというふうに思います。

そして、何度も申しますけれども、最終的には両者が歩み寄って何とか落としどころを模索していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他に何か進行も含めてご意見ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは今日のお話も踏まえて次回からの個別の交渉に向けて準備をして、お互いに整理していただければと思ひます。

その他事務局から何かありますか。

(事務局)

それでは次回、第3回専門部会の予定は、明後日8月7日水曜日の午前10時から同じこちらの場所ということになりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

(石岡部会長)

よろしいでしょうか。それでは、本日の専門部会お疲れ様でした。